産振第 199 号

公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和８年１０月２９日

岡山県知事　伊原木　隆太

１ 技術提案に付する事項

（１）業務名　　令和８年度岡山デニム販路拡大支援事業 業務委託
（２）業務内容　　令和８年度岡山デニム販路拡大支援事業業務委託仕様書のとおり
（３）契約期間　　契約締結の日から令和９年３月 31 日まで
（４）契約限度額　６，６１３，２００円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

（１）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）第８条第２項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
（２）入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類５企画･製作、小分類８その他」であり、格付区分がＡ又はＢであること。
（３）岡山県内に事業所を有する法人であること。
（４）海外からの事業者招聘や、国際的な商談会の企画・運営等に関する同種業務実績を有していること。
（５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
（６）岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
（７）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
（８）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（９）岡山県税を滞納していない者であること。

３　契約条項を示す場所

〒700-8570　岡山市北区内山下 2-4-6
岡山県産業労働部産業振興課
電話：086-226-7352　FAX：086-224-2165
メール：sangyo@pref.okayama.lg.jp

４ 技術提案参加手続等

（１） 仕様書等の配布期間及び場所

令和８年１０月２９日（木）から１１月１６日（月）（閉庁日を除く。）午前９時から午後５時までの間で、３の契約条を示す場所にて配布する。なお、県ホームページからダウンロードすることができる。

（２）技術提案参加資格確認申請書（様式第１号）の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和８年１０月２９日（木）から１１月９日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

②提出場所

上記３の場所に同じ

③提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（３）技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては「参加資格不適合通知書」（様式第２号）により結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和８年１１月１６日（月）までに、上記３の宛先にファックスする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

（４）仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、担当者に対して説明を求めることができる。

① 受付期間

令年８年１０月２９日（木）から令和８年１１月４日（水）まで（閉庁日を除く。） の午前９時から午後５時までとする。

②方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第３号）によりメールすること。
ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③宛先

岡山県産業振興課・地域産業班
メール：sangyo@pref.okayama.lg.jp

④回答

岡山県ホームページに回答を掲載する。

⑤技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

５ 技術提案

（１）提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

① 提出期限 令和８年１１月１６日（月）午後５時まで

② 提出場所 上記３の場所に同じ

③ 提出書類

ア 提案書 様式第４号（１部）

イ 技術提案書（Ａ４とする）４部

・効率的かつ安全性に配慮した工程、移動計画を提案すること。

・招聘者との連絡調整に係る体制等を明記すること。

・業務の実施体制が分かる資料として、本業務全体の責任者、各業務の責任者及び、担当者、担当者の実務経験年数を明記すること。

ウ 当該事業類似事業に係る資料（過去５年の事業一覧）４部

・主な実績についてその内容や成果が分かる資料を添付すること。

エ 見積書（任意様式その内訳を記載）１部

・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

６ 提案書の審査等

（１） 審査方法

委託事業の内容に係る技術提案書と経費見積書に基づき、別途設置する選定委員会で審査の上、総合的に判断して採用者を決定する。

＜配点＞ 技術提案：経費見積書＝90：10

（２） 審査結果の通知方法

書面により通知する。

７ その他

（１） 業務委託契約書の作成を要する。

（２） 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。

（３） 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年３月 20 日規則第８号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定によるものとする。

（４） 契約を締結するにあたっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。

（５）応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

（６）提出された書類は返却しない。